

●短時間正規雇用支援事業(新規)

1,522,831千円(0千円)

「短時間正規雇用」の導入により、勤務医の過重労働の軽減及び女性医師の出産・育児等と勤務との両立を可能とし、医師の離職防止・復職支援を図り、医療機関における医師を安定的に確保するものである。

(対象経費)代替医師雇上謝金

(補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、厚生労働大臣の認める者)

(補助率) 1/3(国1/3、都道府県1/3、事業者1/3)

(積算単価)5,115千円/1か所

(担当課:医事課)

●医師事務作業補助者設置支援事業(新規)

814,625千円(0千円)

医師の業務負担を軽減するために、書類記載、オーダーリングシステムへの入力などを行う医師事務作業補助者の設置・充実を図る。

(対象経費)代替職員賃金

(補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、厚生労働大臣の認める者)

(補助率) 1/2(国1/2、都道府県1/2)

(積算単価)2,606千円/1か所

(担当課:医事課)

37

●協働推進研修事業(新規)

349,991千円(0千円)

看護師等の能力の研鑽のための研修の場を確保し、医師の業務負担の軽減及び看護職員等の専門性を発揮する機会の増大を図り、医療提供体制の充実を図るものである。

(対象経費) 謝金、旅費、需用費、役務費、備品購入費等

(実施主体) 都道府県

(補助率) 1/2(国1/2、都道府県1/2)

(創設年度) 平成21年度

(担当課:看護課)

●女性医師等就労環境改善緊急対策事業(新規)

940,000千円(0千円)

院内の就労環境の改善等について効果的な総合対策を行う医療機関を緊急的に整備し、働きやすい職場環境の普及に資する。

(対象経費)夜勤・当直免除、主治医制の廃止、キャリア形成の支援、院内における就労環境改善の検討などに必要な経費

(補助先) 都道府県(市町村、その他厚生労働大臣の認める者)

(補助率) 1/2(国1/2、都道府県1/2以内、事業主1/2以内)

(積算単価)20,000千円/1か所

(創設年度)平成21年度

(担当課:総務課)

38

●臨床研修費等補助金(新規)

110,331千円(0千円)

医師不足地域等の臨床研修病院が外部講師(指導医)を招へいするために必要な経費等を支援することにより、課題解決を図る。

(対象経費) 外部講師謝金、旅費、宿泊費

(補助先) 公私立大学附属病院、厚生労働大臣の指定した公私立病院

(補助率) 定額

(積算単価) 外部指導医経費 :506千円/1か所

(創設年度) 平成21年度

(担当課:医事課)

39

救急医療対策関係

平成21年度予算

平成20年度予算100億円 → 平成21年度予算205億円

「経済財政改革の基本方針2008」(平成20年6月)、「安心と希望の医療確保ビジョン」(平成20年6月)、「5つの安心プラン」(平成20年7月)等を踏まえ、以下の事業等に約205億円の予算額を計上し、救急医療対策の一層の推進を図ることとしている。

- ①救急医療を担う医師の支援
- ②救急医療の充実
- ③管制塔機能を担う救急医療機関に対する支援
- ④ドクターヘリ導入促進事業の充実
- ⑤周産期医療の充実

40

【主な新規予算等】

●救急勤務医支援事業(新規) 2,044,967千円(0千円)

救命救急センター及び第二次救急医療機関(総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターを含む)に勤務する救急医(産科医、麻酔科医、新生児科医、小児科医等を含む)の処遇改善を図るため、休日・夜間において新たに救急勤務医手当(宿日直手当や超過勤務手当とは別)を創設する。

- (対象経費) 勤務医に対する手当(救急勤務医手当)
 - (補助先) 都道府県(間接補助先:厚生労働大臣が認める者)
 - (補助率) 1/3(負担割合:国1/3、都道府県2/3以内、市町村2/3以内、事業主2/3以内)
 - (積算単価) 土日祝日の昼間13,570円/回、夜間18,659円/回
 - (創設年度) 平成21年度
- ※ 都道府県、市町村が負担しない場合でも補助が可能。 (担当課:指導課)

●小児初期救急センターの運営に対する支援事業(新規) 26,633千円(0千円)

軽症患者が9割を超える二次救急医療機関への患者を小児初期救急センターで受け入れることにより、病院勤務医の負担を軽減するなど、小児救急医療体制の確保を図る。

- (対象経費) 小児初期救急センターに派遣される診療所医師等の交通費
 - (補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、その他厚生労働大臣が認める者)
 - (補助率) 1/3(負担割合:国1/3、都道府県1/3、事業主1/3)
 - (積算単価) 1,700千円/1か所
 - (創設年度) 平成21年度
- (担当課:指導課)

41

●救命救急センター運営事業 5,069,674千円(2,771,669千円)

①救命救急センター(20～30床型)4,841,649千円(2,571,277千円)

- (対象経費) 医師・看護師等の確保に係る人件費、材料費等
- (補助先) 都道府県(間接補助先:厚生労働大臣の認める者(公立分除く))
- (補助率) 1/3(負担割合:国1/3、都道府県1/3、事業者1/3)
- (積算単価) 124,571千円 → 178,995千円/1施設(30床型)
- (創設年度) 昭和51年度

②地域救命救急センター(10床型)228,025千円(200,392千円)

既存の救命救急センターまでのアクセスに相当の時間を要する地域に対し、地域救命救急センターの設置促進を図る。

- (対象経費) 医師・看護師等の確保に係る人件費、材料費等
- (補助先) 都道府県(間接補助先:厚生労働大臣の認める者(公立分除く))
- (補助率) 1/3(負担割合:国1/3、都道府県1/3、事業者1/3)
- (積算単価) 103,648千円/1施設(10床型)
- (創設年度) 平成15年度

(担当課:指導課)

42

●管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業

5,114,234千円(0千円)

救急患者に対し、地域全体でトリアージ(重症度、緊急性等による患者の区分)を行い、各医療機関の専門性の中から、病状に応じた適切な医療を提供できる医療機関又は院内の診療科へ紹介できる体制を整備し、救急患者の受入れ実績を踏まえた支援や、地域の診療所医師の救急医療への参画を促すための財政支援を行う。

・管制塔を担う病院

(対象経費) 医師、診療補助者等の人件費、医療機器購入費等
(補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、その他厚生労働大臣が認める者)
(補助率) 1/3(負担割合:国1/3、都道府県1/3、事業主1/3)
(積算単価) 30,746千円/1施設

・支援病院

(対象経費) 医師人件費、空床確保費
(補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、その他厚生労働大臣が認める者)
(補助率) 1/3(負担割合:国1/3、都道府県1/3、事業主1/3)
(積算単価) 9,966千円/1施設
(創設年度) 平成21年度

・支援診療所

(対象経費) 医師人件費(派遣経費)
(補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、その他厚生労働大臣が認める者)
(補助率) 1/3(負担割合:国1/3、都道府県1/3、事業主1/3)
(積算単価) 4,953千円/1施設

(担当課:指導課)

43

管制塔機能を担う医療機関の整備(救急医療機能の拠点化)

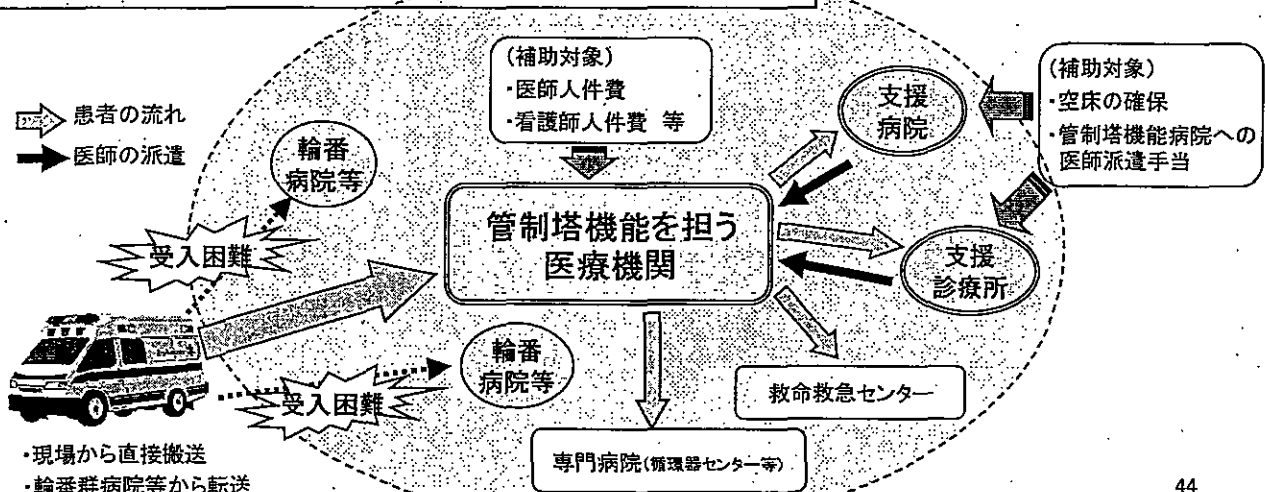
- 地域において安心できる(救急患者搬送が円滑に受け入れられる)救急医療体制を構築
- 患者の症状に応じた適切な医療を、医療機関が迅速に選択

管制塔機能を担う医療機関に期待される機能

- 都道府県と協力し、地域において救急患者搬送が円滑に受け入れられる第二次救急医療体制を構築するにあたり中心的役割を担う(調整機能を有する)
- 必要に応じ、患者を処置の上、支援医療機関や救命救急センター等に紹介
- 患者の重症度に応じ、診療優先順位を決定し、対応
- 地域の医師の応援派遣を受入れ

支援医療機関の機能

- 管制塔機能を担う医療機関からの受入要請に対応する医療機関
- 必要に応じ、空床を確保
- 必要に応じ、管制塔機能を担う医療機関に医師を派遣



●救急医療支援センター運営事業(新規) 108,595千円(0千円)

モデル事業として、救急医療機関において、特に緊急的な措置が必要な脳卒中や循環器疾患について、小児科を含む専門医が3人体制で休日・夜間に常駐する救急医療支援センターを設置し、遠隔画像診断等による診断・治療の支援を図る。

(対象経費) 医師の人件費等
(補助先) 厚生労働大臣が認める者
(補助率) 定額
(積算単価) 108,595千円/1施設
(創設年度) 平成21年度 (担当課:指導課)

●救急医療トレーニングセンター運営事業(新規) 89,798千円(0千円)

全国2ヶ所の医療機関を「救急医療トレーニングセンター(仮称)」として指定し、後期臨床研修生を対象とした充実した研修を行うことにより、救急医療に関する基礎技術の底上げを図りつつ、救急全般に対応できる専門医の基礎能力育成を行うことにより救急医療を担う人材の確保を図る。

(対象経費) 医師の人件費等
(補助先) 指定医療機関
(補助率) 1/2(負担割合:国1/2、指定医療機関1/2)
(積算単価) 89,798千円/1施設
(創設年度) 平成21年度 (担当課:指導課)

45

●ドクターヘリ導入促進事業 2,014,080千円(1,358,632千円)

(運営か所数の追加による増)

救命率の向上及び広域患者搬送を目的として、救急患者に早期に治療を開始するとともに、医療機関へ迅速に搬送するドクターヘリ(医師が同乗する救急専用ヘリコプター)を救命救急センターに配備する。

(対象経費) 運航経費(委託費)、搭乗医師等確保経費、運航調整委員会経費
(補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、その他厚生労働大臣の認める者)
(補助率) 1/2(負担割合:国1/2、都道府県1/2)
(積算単価) 167,840千円/1か所
(創設年度) 平成13年度
(導入か所) (実施状況:平成21年3月現在)
北海道、福島県、群馬県、千葉県、埼玉県、神奈川県、長野県、静岡県、愛知県、大阪府、和歌山県、岡山県、福岡県、長崎県、沖縄県(20年度予定:青森県)
(担当課:指導課)

●ドクターヘリ夜間搬送モデル事業(新規) 51,499千円(0千円)

既存のドクターヘリ導入促進事業をベースとして、夜間も運航するための体制を確保する場合に必要な経費を補助する。

(対象経費) 運航経費(委託費)、搭乗医師等確保経費、照明機器設置費
(補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、その他厚生労働大臣の認める者)
(補助率) 1/2(負担割合:国1/2、都道府県1/2)
(積算単価) 51,499千円/1か所
(創設年度) 平成21年度 (担当課:指導課)

46

●周産期医療対策事業

222,526千円(171,055千円)

救急医療を必要とする未熟児等に対応するため、都道府県において妊婦・新生児に対する周産期医療システム(ネットワーク)を整備。また、医療機関相互の連携を強化するため、受入妊婦の病状に応じた専門病院への搬送先の調整、確保するための「母体搬送コーディネーター」を総合周産期母子医療センターなどに配置する。

- (対象経費) 周産期協議会開催経費、周産期救急情報システムの改修経費、コーディネーターの人件費等
- (補助先) 都道府県
- (補助率) 1/3(負担割合:国1/3、都道府県2/3)(母体搬送コーディネーターを除く)
1/2(負担割合:国1/2、都道府県1/2)(母体搬送コーディネーター)
- (積算単価) 母体搬送コーディネーター 29,625千円/1都道府県
- (創設年度) 平成8年度 (担当課:指導課)

●総合周産期母子医療センター運営事業

886,839千円(777,556千円)

周産期にある妊婦のうち、特に危険度の高い者を対象とし、出産前後の母体及び胎児、新生児の一貫した管理を行う施設(総合周産期母子医療センター)に対する運営費の補助。また、妊婦搬送の受入の促進を図るため、近隣の開業医等から医師等の協力を得て、夜間、祝日等の勤務する場合、その医師等に対して謝金を支給する。

- (対象経費) 医師等の確保に係る人件費、材料費等
- (補助先) 都道府県(間接補助先:厚生労働大臣の認める者)
- (補助率) 1/3(負担割合:国1/3、都道府県1/3、事業者1/3)
- (積算単価) 70,603千円(MFICU12床)/1か所
- (創設年度) 平成8年度 (担当課:指導課)

47.

●地域周産期母子医療センター運営事業(新規)

142,285千円(0千円)

地域において、出産前後の母体及び胎児、新生児の一貫した管理を行う比較的高度な医療を提供する施設(地域周産期母子医療センター)に対する運営費の補助。また、妊婦搬送の受入の促進を図るため、近隣の開業医等から医師等の協力を得て、夜間、祝日等の勤務する場合、その医師等に対して謝金を支給する。

- (対象経費) 医師等の確保に係る人件費、材料費等
- (補助先) 都道府県(間接補助先:厚生労働大臣の認める者)
- (補助率) 1/3(負担割合:国1/3、都道府県1/3、事業者1/3)
- (積算単価) 41,551千円(MFICU6床)/1か所
- (創設年度) 平成21年度 (担当課:指導課)

●産科医療機関確保事業

737,516千円(737,516千円)

分娩を行う医療機関が逡減している現状を踏まえて、当面、病院の集約化が困難な地域において、分娩可能な産科医療機関を確保する観点から、一機関あたりの分娩件数が少ない産科医療機関に対して、経営の安定化を図るための支援を行う必要がある。このため、産科医療機関に対して、運営費等の補助を行う。

- (対象経費) 産科医療機関に勤務する医療従事者の人件費、医師等の休日代替要員雇上経費
- (補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、厚生労働大臣が認める者)
- (補助率) 1/2(負担割合:国1/2、都道府県1/2)
- (基準単価) 22,810千円(分娩取扱機関年間9月以上)/1か所
- (創設年度) 平成20年度 (担当課:指導課)

48

●産科医療機関 設備 整備事業

420,641千円(420,641千円)

分娩を行う医療機関が逓減している現状を踏まえて、当面、病院の集約化が困難な地域において、分娩可能な産科医療機関を確保する観点から、一機関あたりの分娩件数が少ない産科医療機関に対して、産科医療機関として必要な医療機器の整備を実施する。(医療施設等設備整備費補助金の事項)

(対象経費) 産科医療機関として必要な医療機器購入費(分娩台、超音波診断装置、分娩監視装置等)
 (補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、厚生労働大臣が認める者)
 (補助率) 1/2(負担割合:国1/2、都道府県1/2)
 (基準単価) 8,673千円/1か所
 (創設年度) 平成20年度

(担当課:指導課)

●産科医療機関 施設 整備事業

91,831千円(91,831千円)

分娩を行う医療機関が逓減している現状を踏まえて、当面、病院の集約化が困難な地域において、分娩可能な産科医療機関を確保する観点から、一機関あたりの分娩件数が少ない産科医療機関に対して、分娩室の増改築整備等を実施する。(医療施設等施設整備費補助金の事項)

(対象経費) 分娩室、病室等の増改築等に要する工事費又は工事請負費
 (補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、厚生労働大臣が認める者)
 (補助率) 1/3(負担割合:国1/3、都道府県1/3、事業者1/3)
 (積算単価) 分娩室、病室等 4,950千円/1か所 妊産婦等宿泊施設 14,728千円/1か所
 (創設年度) 平成20年度

(担当課:指導課)

49

小児救急医療体制整備予算(抜粋)

[21年度予算額]
 3,069百万円

○小児救急医療(初期～三次)体制の整備

2,332百万円

- ① 小児初期救急センターの運営に対する支援事業(平成21年度新規) 27百万円
 小児の急患を受け入れる小児初期救急センターの運営に対する財政支援を行う。
- ② 小児救急医療支援事業(平成11年度～) 1,291百万円
 二次医療圏内の小児科を標榜する病院において実施する当番制等休日・夜間の体制を充実する。
- ③ 小児救急医療拠点病院運営事業(平成14年度～) 866百万円
 二次医療圏単位での小児救急医療体制の確保が困難な地域において、広域(原則複数の二次医療圏)を対象にした小児救急医療拠点病院の充実を図る。
- ④ 小児救急専門病床確保事業(平成18年度～) 149百万円
 既存の救命救急センターに小児専門集中治療室を整備し、重篤な小児救急患者を受け入れる体制を整備充実する。
- ⑤ 小児救急専門病床施設・設備整備事業(平成18年度～)
 救命救急センターにおける小児専門集中治療室の施設及び専用の医療機器の整備を行う。
 (医療提供体制推進事業費補助金[設備整備費]及び医療提供体制施設整備交付金の事項)
- ⑥ 小児初期救急センター施設・設備整備事業(平成19年度～)
 小児の急患を受け入れる小児初期救急センターの施設及び医療機器等の整備を行う。
 (医療提供体制推進事業費補助金[設備整備費]及び医療提供体制施設整備交付金の事項の追加)

50

○小児救急医療体制の充実

737百万円

① 小児救急電話相談事業(平成16年度～)

520百万円

地域の小児科医により夜間における小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備し、地域の小児救急医療体制の補強を推進する。(全国同一短縮番号(#8000)で実施することにより、どこでも患者の症状に応じた適切な医療が受けられる。)

② 小児救急地域医師研修事業(平成16年度～)

26百万円

地域の内科医等を対象に小児救急に関する研修を実施し、地域の小児救急医療体制の補強及び質の向上を図る。

③ 救急医療専門領域医師研修事業(平成20年度～)

83百万円

入院を要する救急医療を担う医療機関等において診療を行う医師を対象に、脳卒中・急性心筋梗塞・小児救急・重症外傷等に対する専門的な救急医療に対応する研修を救命救急センター等において実施する。

④ 小児科・産科連携病院等協力体制促進事業(平成19年度～)

64百万円

集約化・重点化を実施する地域において、拠点病院とのネットワーク化を進めるため、小児科・産科の病床を削減し、医療機能の変更(他科病床、他の診療機能など)を行う連携病院等を対象に経過的な支援を行う。

⑤ 小児救急遠隔医療設備整備事業(平成16年度～)

ITを活用し、小児救急患者の肉眼的映像、病理画像、X線画像等を小児科専門医の所在する医療機関に伝送し、診療支援を受けるための設備整備。
(医療提供体制推進事業費補助金[設備整備費]の事項)

⑥ 小児科・産科連携病院等病床転換施設・設備事業(平成19年度～)

集約化・重点化を実施する地域において、拠点病院とのネットワーク化を進めるため、連携病院等を対象に小児科・産科の病床を削減し、医療機能の変更(他科病床、他の診療機能など)に伴う整備費を助成する。

(医療提供体制推進事業費補助金[設備整備費]及び医療提供体制施設整備交付金の事項)

51

平成20年度第一次補正予算、第二次補正予算

【第一次補正】

●医師派遣緊急促進事業

5,921,875千円

都道府県医療対策協議会の派遣調整に基づき、医師派遣を行う医師派遣協力医療機関(派遣元医療機関)が、医師を派遣することによる逸失利益に対して、それに相当する額を助成する。

(対象経費) 医師を派遣することによる逸失利益に相当する経費
(補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、厚生労働大臣が認める者)
(補助率) 県内派遣:1/2(国1/2、都道府県1/4、事業主1/4)
緊急臨時的医師派遣:3/4(国3/4、都道府県1/4)
(積算単価) 1,250千円/月

(担当課:指導課)

●医師事務作業補助者設置事業

678,854千円

医師の業務負担を軽減するために、書類記載、オーダーリングシステムへの入力などを行う医師事務作業補助者の設置・充実を図る。

(対象経費) 代替職員賃金
(補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、厚生労働大臣の認める者)
(補助率) 1/2(国1/2、都道府県1/2)
(積算単価) 2,172千円/1か所

(担当課:医事課)

53

●短時間正規雇用支援事業

466,115千円

「短時間正規雇用」の導入により、勤務医の過重労働の軽減及び女性医師の出産・育児等と勤務との両立を可能とし、医師の離職防止・復職支援を図り、医療機関における医師を安定的に確保する。

(対象経費) 代替医師雇上謝金
(補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、厚生労働大臣の認める者)
(補助率) 1/3(国1/3、都道府県1/3、事業者1/3)
(積算単価) 2,130千円/1か所

(担当課:医事課)

●病院内保育所施設整備事業

156,021千円

女性医師及び看護職員等の離職の防止・復職支援のため、病院内保育所の保育環境の改善を図るための病院内保育所の改築工事に対し、必要な費用の一部を助成する。

(対象経費) 老朽化等の病院内保育所の増改築に要する工事費、工事請負費
(対象か所数) 53か所
(補助先) 都道府県(間接補助先:厚生労働大臣の認める者(自治体立の病院・診療所を除く))
(補助率) 1/3(国1/3、事業者2/3)
(積算単価) 収容定員(上限30人)×5㎡×基準単価
(例:20人×5㎡×145,700円=14,570千円)

(担当課:看護課)

54

●管制塔機能を担う救急医療機関に対する支援事業

582,534千円

救急患者に対し、地域全体でトリアージ(重症度、緊急性等による患者の区分)を行い、院内の各診療科だけでなく、地域全体の各医療機関の専門性の中から、病状に応じた適切な医療を提供できる医療機関又は院内の診療科へ効率的に振り分ける体制の整備を図る。

・管制塔を担う病院

(対象経費) 医師等の人件費

(補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、その他厚生労働大臣が認める者)

(補助率) 1/3(負担割合:国1/3、都道府県1/3、事業主1/3)

(積算単価) 22,779千円/1施設

・支援病院

(対象経費) 医師人件費、空床確保費

(補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、その他厚生労働大臣が認める者)

(補助率) 1/3(負担割合:国1/3、都道府県1/3、事業主1/3)

(積算単価) 9,966千円/1施設

(担当課:指導課)

●基幹災害医療センター施設整備事業、地域災害医療センター施設整備事業医療提供体制施設整備交付金 10,733,050千円の内数

医療施設の耐震化を一層促進するため、医療提供体制施設整備交付金の事項のうち、基幹災害医療センター施設整備事業及び地域災害医療センター施設整備事業の調整率の嵩上げを行う。

(対象経費) 耐震化工事費

(補助先) 都道府県(間接補助先:厚生労働大臣が認める者(公立除く))

(調整率) 0.33 → 0.50

(基準額) 2,300㎡×32,700円=75,210千円

(担当課:指導課)

55

【第二次補正】

●緊急ヘリポート施設整備事業

1,101,119千円

ドクターヘリを用いた救急医療が傷病者の救命、後遺症の軽減等に果たす役割の重要性に鑑み、ドクターヘリを用いた救急医療の全国的な確保を図るため、管制塔機能を担う医療機関にヘリポートを設置する場合に必要な費用を助成。

(対象経費) ヘリポート設置工事費

(補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、厚生労働大臣が認める者)

(補助率) 1/3(国1/3、事業主2/3)

(積算単価) 36,909千円/1か所

(担当課:指導課)

●災害派遣医療チーム体制設備整備事業

1,114,633千円

災害時の初期対応を行う災害派遣医療チーム(DMAT)が携行する通信装置及び災害時の救急医療に必要な資機材の整備に必要な費用を助成。

(対象経費) 医療機器購入費等

(補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、厚生労働大臣の認める者)

(補助率) 1/2(国1/2、都道府県1/2)

(積算単価) 6,227千円/1か所

(担当課:指導課)

56

●看護師等協働推進研修モデル事業

101,760千円

看護師等が専門性を発揮する機会の増大を図るため、医師と看護師等の協働を推進する効果的・効率的な研修方法及び連携方法等に関するモデル研修の実施に必要な経費を助成する。

(対象経費) 講師謝金、旅費、印刷製本費、備品購入費、消耗品費
(補助先) 医療機関
(補助率) 定額
(積算単価) 5,088千円／1か所

(担当課:看護課)

